

宮崎県警察機動鑑識隊の設置及び運営に関する訓令

昭和57年9月9日

本部訓令第9号

この訓令は、宮崎県警察機動鑑識隊の設置及び運営について必要な事項を定めたものである。

主な内容は

- 組織及び編成等
- 任務
- 指定出動事件

等である。